## 令和6年度

# 大気汚染防止法施行状況調査(令和5年度実績)

令和7年3月

環境省 水·大気環境局 環境管理課環境汚染対策室

1.	届出状	况	. 1
	(1)	ばい煙発生施設	
	(2)	揮発性有機化合物(VOC)排出施設	
	(3)	一般粉じん発生施設	. 3
	(4)	特定粉じん発生施設	. 4
	(5)	特定粉じん排出等作業	. 4
	(6)	水銀排出施設	. 6
2.	規制事	一務実施状況	. 7
	(1)	立入検査	. 7
	(2)	行政処分	. 8
	(3)	告発	. 8
	(4)	勧告その他行政指導	. 9

### 【資料編】

#### 令和5年度大気汚染防止法の施行状況について (概要)

環境省は、全国の都道府県及び大気汚染防止法施行令で定める市を対象に、令和5年度末現在における 大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じ ん発生施設、特定粉じん排出等作業、水銀排出施設に係る届出状況及び規制事務実施状況に関する施行状 況について調査を行い、今般その結果を取りまとめました。

#### 1. 届出状況

#### (1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設数の推移を表1及び図1に示す。

令和5年度末現在のばい煙発生施設数は200,354施設(80,979工場・事業場)で、令和4年度末より1,214施設減少している。

また、施設種類別のばい煙発生施設数及び割合は、表 2 に示すとおり、「ボイラー」が 113,203 施設 (56.5%) と最も多く、次いで「ディーゼル機関」の 43,869 施設 (21.9%) となっている。

		日山大池と池男)で		
年度				届出施設を設置して
	全施設	大気 (注1)	電気・ガス・鉱山 (注2)	いる工場・事業場数
令和元年度	217, 170	166, 731	50, 439	86, 634
令和2年度	216, 809	165, 884	50, 925	86, 029
令和3年度	216, 313	164, 310	52, 003	86, 194
令和4年度	201, 568	148, 834	52, 734	81, 318
令和5年度	200, 354	146, 718	53, 636	80, 979

表1 ばい煙発生施設数の推移

(注 2) 電気:電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス:ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山:鉱山保安法に係るばい煙発生施設

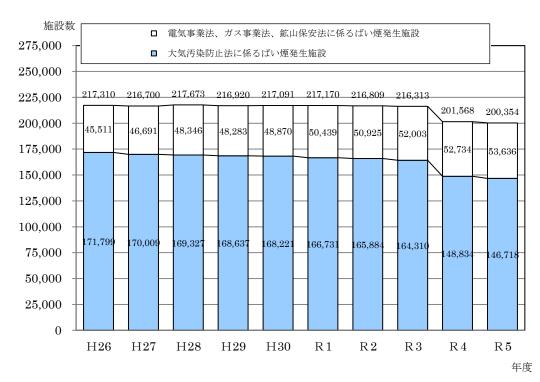


図1 ばい煙発生施設数の推移

<sup>(</sup>注1) 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設

表 2 施設種類別のばい煙発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
ボイラー	113, 203	56. 5
ディーゼル機関	43, 869	21. 9
ガスタービン	11, 181	5.6
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	7, 128	3.6
乾燥炉	6, 369	3. 2
廃棄物焼却炉	4, 297	2. 1
金属溶解炉	3, 626	1.8
ガス機関	3, 136	1.6
その他	7, 545	3.8
合計	200, 354	100

#### (2) 揮発性有機化合物 (VOC) 排出施設

VOC排出施設数の推移を表3及び図2に示す。

令和5年度末現在のVOC排出施設数は3,344施設(1,060工場・事業場)であり、令和4年度末より25施設減少している。施設種類別のVOC排出施設数及び割合は、表4に示すとおり、「印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設」が947施設(28.3%)と最も多く、次いで「塗装施設」が702施設(21.0%)となっている。

届出施設数 届出施設を設置して 年度 いる工場・事業場数 全施設 大気 (注1) 電気・ガス・鉱山 (注2) 令和元年度 3,504 3,502 1,080 令和2年度 3, 432 2 1,082 3,434 2 令和3年度 3, 393 3, 391 1,070 令和4年度 2 3, 369 3, 367 1,063 3, 344 3, 340 4 1,060 令和5年度

表3 VOC排出施設数の推移

- (注1) 大気汚染防止法に係るVOC排出施設
- (注 2) 電気:電気事業法に係るVOC排出施設、ガス:ガス事業法に係るVOC排出施設、鉱山:鉱山保安法に係るVOC排出施設

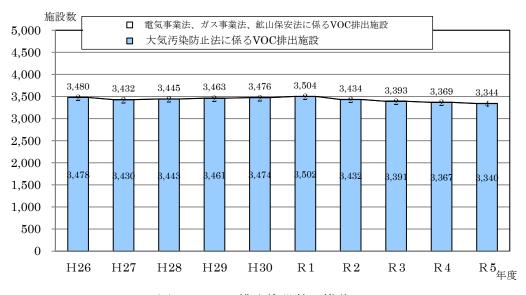


図2 VOC排出施設数の推移

表 4 施設種類別のVOC排出施設数及び割合

施設種類	施設数	割合 (%)
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包	947	28. 3
装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設		
塗装施設	702	21.0
塗装の用に供する乾燥施設	420	12.6
印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)	325	9. 7
VOCを溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	242	7. 2
接着の用に供する乾燥施設	239	7. 1
ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロ	196	5. 9
パスカルを超えるVOCの貯蔵タンク		
工業の用に供するVOCによる洗浄施設	187	5. 6
印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	86	2.6
合 計	3, 344	100

#### (3) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設数の推移を表5及び図3に示す。

令和5年度末現在の一般粉じん発生施設数は70,694施設(11,295工場・事業場)であり、令和4年度末より、229施設減少している。また、施設種類別の一般粉じん発生施設数及び割合は表6に示すとおり、「コンベア」が40,648施設(57.5%)と最も多く、次いで「堆積場」が13,529施設(19.1%)となっている。

届出施設数 届出施設を設置して 年度 いる工場・事業場数 全施設 大気 (注1) 電気・ガス・鉱山(注2) 令和元年度 70, 103 64,804 5, 299 10,742 令和2年度 70,869 65,655 5, 214 10,868 令和3年度 71, 226 66,025 5, 201 10,967 令和4年度 70,923 65, 739 5, 184 11, 148 70,694 5,068 11, 295 令和5年度 65,626

表 5 一般粉じん発生施設数の推移

<sup>(</sup>注 2) 電気:電気事業法に係る一般粉じん発生施設、ガス:ガス事業法に係る一般粉じん発生施設、鉱山:鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設

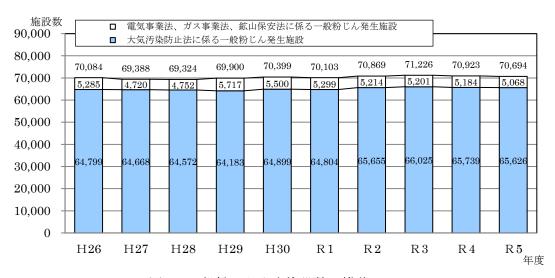


図3 一般粉じん発生施設数の推移

<sup>(</sup>注1) 大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設

表 6 施設種類別の一般粉じん発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
コンベア	40, 648	57. 5
堆積場	13, 529	19. 1
破砕機・摩砕機	9, 861	13. 9
ふるい	6, 578	9.3
コークス炉	78	0. 1
合計	70, 694	100

#### (4) 特定粉じん発生施設

平成 18 年度末に 6 施設あった特定粉じん\*発生施設は、平成 19 年度末までに全て廃止されている。 \*\* 特定粉じんとは石綿 (アスベスト) をいう。

#### (5) 特定粉じん排出等作業

令和 5 年度の事前調査結果報告件数を表 7 に示す。報告件数の合計は 764, 145 件であり、うち、建築物 に係るものが 706, 106 件、工作物に係るものが 67, 122 件となっている。

また、届出対象特定工事\*\*に係る特定粉じん排出等作業(以下、「届出対象特定粉じん排出等作業」という。) 実施件数の推移を表8及び図4に示す。令和5年度における届出対象特定粉じん排出等作業の実施件数は12,670件であり、令和4年度よりも28件減少している。また、作業の種類別の実施件数及び割合は表9に示すとおり、「改造・補修作業(かき落とし、切断、破砕又はその他の方法により除去)」が6,095件と最も多くなっており、除去した特定建築材料の種類は、表10に示すとおり主に「石綿含有保温材」、「吹付け石綿」となっている。

※ 届出対象特定工事とは、特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料(吹付け石綿、石綿を含む断熱材・保温材・耐 火被覆材)が使用されている建築物等の解体等工事をいう。

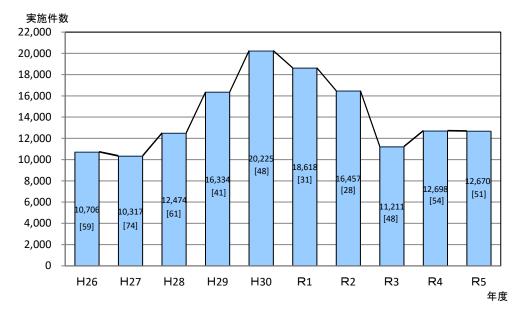
表 7 事前調査結果報告件数の推移

左曲	±0.4-14-44-			
年度	報告件数	うち建築物	うち工作物	
令和4年度	618, 265	571, 312	59, 162	
令和5年度	764, 145	706, 106	67, 122	

(注) 建築物と工作物の両方に係る解体等工事を行う場合があるため、うち数の合計が報告件数を上回る場合がある。

表 8 届出対象特定粉じん排出等作業実施件数の推移

	実施件数			
年度	全件数	通常の解体工事等に係 るもの	災害その他非常事態の発生 によるもの	
令和元年度	18, 618	18, 587	31	
令和2年度	16, 457	16, 429	28	
令和3年度	11, 211	11, 163	48	
令和4年度	12, 698	12,644	54	
令和5年度	12,670	12,619	51	



(注)[]内は「災害その他非常の事態によるもの」の実施件数を示す。

図4 届出対象特定粉じん排出等作業実施件数の推移

表 9 作業の種類別の届出対象特定粉じん排出等作業実施件数及び割合

種 類	件数	割合(%)
改造・補修作業(かき落とし、切断、破砕又はその他の方法	6, 095	47. 0
により除去)		
解体作業	4, 288	33. 1
解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材	2, 060	15. 9
を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業		
改造・補修作業 (囲い込み又は封じ込め)	514	4. 0
解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが	9	0. 1
困難な作業		
승 計	12, 943	100
ं वी	(12, 698)	100

(注)()内は作業の重複を除いた場合の実施件数を示す。

表 10 除去した特定建築材料の種類別の届出対象特定粉じん排出等作業実施件数

種類	実施件数 ※( )内は前年度の実績	
吹付け石綿	4, 063 (5, 069)	
石綿含有断熱材	1, 306 (1, 514)	
石綿含有保温材	5, 229 (4, 549)	
石綿含有耐火被覆材	2, 750 (2, 251)	

<sup>(</sup>備考) 1回の届出対象特定粉じん排出等作業において、複数の建材を除去する場合があるため、建材ごとに示した実施件数の合計は届出対象特定 粉じん排出等作業の実施件数と一致しない。

#### (6) 水銀排出施設

水銀排出施設数の推移を表 11 及び図 5 に示す。

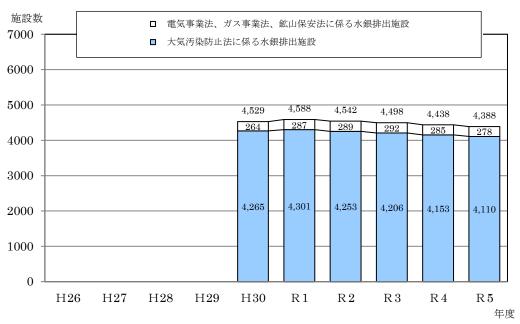
令和5年度末現在の水銀排出施設は4,388 施設(2,440 工場・事業場)であり、令和4年度末よりも50 施設減少している。また、施設種類別の水銀排出施設数及び割合は、表12 に示すとおり、「廃棄物焼却炉」が3,913 施設(89.2%)と最も多く、次いで「石炭燃焼ボイラー」の151 施設(3.4%)となっている。

表 11 水銀排出施設数の推移

五 11 小数匠品版数 4 14 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16				
		届出施設を設置して		
年度	全施設	大気 (注1)	電気・ガス・鉱山 (注2)	いる工場・事業場数
令和元年度	4, 588	4, 301	287	2, 616
令和2年度	4, 542	4, 253	289	2, 557
令和3年度	4, 498	4, 206	292	2, 515
令和4年度	4, 438	4, 153	285	2, 477
令和5年度	4, 388	4, 110	278	2, 440

<sup>(</sup>注1) 大気汚染防止法に係る水銀排出施設

<sup>(</sup>注 2) 電気:電気事業法に係る水銀排出施設、ガス:ガス事業法に係る水銀排出施設、鉱山:鉱山保安法に係る水銀排出施設



(注) 水銀排出施設に係る規制は平成30年4月1日より施行

図5 水銀排出施設数の推移

表 12 施設種類別の水銀排出施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
廃棄物焼却炉	3, 913	89. 2
石炭燃焼ボイラー	151	3. 4
二次施設(銅、鉛又は亜鉛)	116	2.6
小型石炭混焼ボイラー	99	2. 3
セメントの製造の用に供する焼成炉	58	1.3
一次施設(銅又は工業金)	36	0.8
一次施設(鉛又は亜鉛)	9	0. 2
水銀回収施設	6	0. 1
二次施設(工業金)	0	0.0
合計	4, 388	100

#### 2. 規制事務実施状況

#### (1) 立入検査

立入検査を実施した工場・事業場数等の推移を表13に示す。

令和5年度に都道府県等が立入検査を実施した工場・事業場数等は58,054件であり、その内訳は、「特定粉じん排出等作業場」に対するものが45,918件と最も多く、次いで「ばい煙発生施設設置工場・事業場」に対するものが8,921件となっている。

表 13 立入検査を実施した工場・事業場数等の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	12, 529	9, 212	8, 707	8, 620	8, 921
揮発性有機化合物排出施設設置工場·事 業場	593	429	434	455	416
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,858	1,604	1, 543	1, 391	1,621
特定粉じん排出等作業場 (注1)	27, 032	22, 652	23, 547	39, 335	45, 918
水銀排出施設設置工場・事業場	1,727	1, 345	1, 282	1, 179	1, 170
特定施設 <sup>(注2)</sup> 設置工場・事業場	6	2	7	11	8
合計	43, 745	35, 244	35, 520	50, 991	58, 054

<sup>(</sup>注1) 特定粉じん排出等作業場には、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係るものの件数も含まれる。

#### (2) 行政処分

行政処分を実施した施設数等の推移を表 14 に示す。

令和5年度に都道府県等が実施した行政処分は2件であった。

表 14 行政処分を実施した施設数等の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画変更命令等施設数 (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
計画変更命令作業場数(特定粉じん排出等作業)	0	0	0	0	0
計画変更命令等施設数 (水銀排出施設)	0	0	0	0	0
改善命令又は一時停止命令施設数	0	0	0	0	0
(ばい煙発生施設)	0	0	0	U	U
改善命令又は一時停止命令施設数	0	0	0	0	0
(揮発性有機化合物排出施設)	0	0	0	0	U
基準適合命令又は一時停止命令施設数	0	0	0	0	0
(一般粉じん発生施設)	U	0	0	U	U
作業基準適合命令又は一時停止命令作業場数	2	0	2	0	9
(特定粉じん排出等作業)	۷	0	۷	U	۷
改善命令又は基準適合命令施設数(水銀排出施設)	0	0	0	0	0
事故時の措置命令施設数(特定施設)(注1)	0	0	0	0	0
その他命令施設数	0	0	0	0	0
合計	2	0	2	0	2

<sup>(</sup>注1) 特定施設とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの(アンモニア等 28 物質)を発生する施設をいう。

#### (3) 告発

令和5年度に都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の告発件数は0件であった。

<sup>(</sup>注2) 特定施設とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの(アンモニア等28物質)を発生する施設をいう。

#### (4) 勧告その他行政指導

勧告その他の行政指導を実施した施設数等の推移を表 15 に示す。

令和5年度に都道府県等が行政指導を実施した施設数等は21,771件であり、その内訳は、「特定粉じん排出等作業場」が17,868件と最も多く、次いで、「ばい煙発生施設」が3,019件となっている。

また、ばい煙発生施設に対する行政指導を実施した施設数のうち、ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る推移を表 16 に示す。令和 5 年度の「ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数」は 402 件であり、「改善が確認された施設数」は 125 件であった。なお、これらの行政指導の事例の中には、指導をした翌年度以降に改善を確認している事例等が含まれている。

表 15 勧告その他の行政指導を実施した施設数等の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
季節による燃料使用量基準適合勧告施設数 (注1) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
SOx 指定地域内燃料使用量基準適合勧告工場・事業場数 (注1) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
行政指導施設数 (ばい煙発生施設)	4, 848	3, 409	3, 175	2, 698	3, 019
行政指導施設数 (揮発性有機化合物排出施設)	134	108	83	115	75
行政指導施設数 (一般粉じん発生施設)	1,072	703	686	621	668
行政指導作業場数 (特定粉じん排出等作業場)	5, 986	4, 679	7, 881	15, 895	17, 868
改善勧告施設数 (水銀排出施設)	0	0	2	0	0
行政指導施設数 (水銀排出施設) <sup>(注2)</sup>	235	169	192	141	139
行政指導施設数 (特定施設) <sup>(注3)</sup>	2	1	5	2	0
行政指導施設数 (指定物質排出施設) <sup>(注4)</sup>	0	0	0	0	2
合計	12, 277	9, 069	12, 024	19, 472	21,771

<sup>(</sup>備考) 文書によるものだけではなく、口頭その他の方法による行政指導も含まれている。

<sup>(</sup>注1) 法に基づく勧告である。

<sup>(</sup>注2) 特定粉じん排出等作業場については、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係る件数も含まれる。

<sup>(</sup>注3) 特定施設とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの (アンモニア等28物質) を発生する施設をいう。

<sup>(</sup>注4) 指定物質排出施設とは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第 6 (附則第 4 項関係) に係る施設をいう。

表 16 ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
七畑中にトッセ道	652	474	364	369	396
未測定による指導	(251)	(187)	(148)	(126)	(119)
測定結果の未記録による指導	9	0	3	4	11
側に和木ツ木記跡による相等	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)
測定結果の未保存による指導	41	37	22	37	20
例だ相木の木体付による相等	(19)	(19)	(6)	(25)	(8)
記録の記載誤り	1	4	1	1	0
日山地水マン日山 事人 むそ ソ	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)
虚偽の記録	0	0	0	0	0
歴を図りました。	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	703	515	390	411	427
	(272)	(207)	(155)	(152)	(127)

<sup>(</sup>注)() 内は改善が確認された施設数

# 【資料編】

#### 【資料編】

#### 目 次

1 届	出件数	
(1)	ばい煙剤	<sup>2</sup> 生施設
	表 1.1	年度別·施設種類別-全国······1
	表 1.2	届出種類別・施設種類別-全国2
	表 1.3	届出種類別・都道府県市別・・・・・・・・・・・3
	表 1.4	施設種類別・都道府県市別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	揮発性有	頁機化合物(VOC)排出施設
	表 2.1	年度別・施設種類別-全国・・・・・・・・・・・18
	表 2.2	届出種類別・施設種類別-全国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	表 2.3	届出種類別·都道府県市別·······20
	表 2.4	施設種類別·都道府県市別······ 23
(3)	般粉	この こん発生施設
(0)	表 3.1	年度別・施設種類別-全国・・・・・・・・・・・・・・・ 26
	表 3. 2	届出種類別·施設種類別-全国····································
	表 3. 3	届出種類別·都道府県市別······ 28
	表 3.4	施設種類別·都道府県市別······ 31
(4)	特定粉し	こん排出等作業
	表 4.1	事前調査結果報告件数 年度別一全国34
	表 4.2	事前調査結果報告件数 都道府県市別35
	表 4.3	事前調査結果報告件数 都道府県市別・建材別・・・・・・・ 38
	表 4.4	年度別・作業種類別-全国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	表 4.5	作業種類別・都道府県市別・・・・・・・・・・・・・42
	表 4.6	特定建築材料種類別・作業の種類別-全国・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
	表 4.7	特定建築材料種類別・都道府県市別46
(5)	水銀排出	出施設
	表 5.1	年度別·施設種類別-全国·····49
	表 5.2	届出種類別・施設種類別-全国
		届出種類別・都道府県市別・・・・・・・・・・・51
		施設種類別・都道府県市別・・・・・・・・・・ 54

#### 2 規制事務実施状況

(1) ばい煙ぎ	発生施設
	・勧告その他行政指導件数
表 6.1	年度別-全国 57
表 6.2	行政指導施設数 都道府県市別 … 58
(a) 大気剂	<b>汚染防止法に係る施設</b>
表 6.3	都道府県市別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
表 6.4	立入検査実施件数 年度別・都道府県市別・・・・・・・・・・ 64
(b) 電気	事業法・ガス事業法・鉱山保安法に係るばい煙発生施設
表 6.5	都道府県市別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
②ばい煙量	等測定件数・都道府県市別
表 6.6	大気汚染防止法に係るばい煙発生施設・・・・・・・・・・・ 70
表 6.7	電気事業法に係るばい煙発生施設・・・・・・・・・・・ 73
表 6.8	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
表 6.9	鉱山保安法に係るばい煙発生施設・・・・・・・・・・ 79
(2) 揮発性	有機化合物 (VOC)排出施設
	・その他行政指導件数
表 7.1	年度別一全国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
	行政指導施設数 都道府県市別 83
	<b>万染防止法に係る施設</b>
表 7.3	都道府県市別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
表 7.4	立入検査実施件数 年度別・都道府県市別・・・・・・・・・ 89
	事業法・ガス事業法・鉱山保安法に係る施設
表 7.5	都道府県市別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
②揮発性有	機化合物濃度測定件数 都道府県市別
表 7.6	大気汚染防止法に係る施設・・・・・・・・・・・・・・・・95
表 7.7	電気事業法に係る施設・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
表 7.8	ガス事業法に係る施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
表 7.9	鉱山保安法に係る施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
(3) 一般粉!	こん発生施設 じん発生施設
立入検査・	その他行政指導件数
表 8.1	年度別-全国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	行政指導施設数 都道府県市別・・・・・・・・・・・・・・ 100
	<b>5染防止法に係る施設</b>
表 8.3	都道府県市別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	立入検査実施件数 年度別・都道府県市別・・・・・・・・・ 106
	事業法・ガス事業法・鉱山保安法に係る施設

(4) 特定粉じ	ん排出等作業
	その他行政指導件数
	年度別-全国11
表 9.2	都道府県市別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
表 9.3	立入検査実施件数 年度別・都道府県市別・・・・・・・ 11
表 9.4	行政指導作業場数 都道府県市別
(5) 水銀排出	施設
	・勧告その他行政指導件数
表 10.1	年度別-全国12
表 10.2	行政指導施設数 都道府県市別12
(a) 大気汚	染防止法に係る施設
表 10.3	都道府県市別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
表 10.4	立入検査・勧告その他行政指導件数 年度別・都道府県市別… 13
(b) 電気事	業法・ガス事業法・鉱山保安法に係る施設
表 10.5	都道府県市別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
②水銀濃度沒	則定件数 都道府県市別
表 10.6	大気汚染防止法に係る施設・・・・・・・・・・・13
表 10.7	電気事業法に係る施設・・・・・・・・13
表 10.8	ガス事業法に係る施設・・・・・・・14
表 10.9	鉱山保安法に係る施設・・・・・・・14
(6) 特定施設	ţ.
立入検査・	勧告その他行政指導件数
表 11.1	年度別-全国14
	都道府県市別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
表 11.3	立入検査実施件数 年度別·都道府県市別······14
(7) 指定物質	排出施設
勧告その他行	行政指導件数
	年度別-全国・・・・・・・・・・・・14
表 12.2	都道府県市別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(8) 事故時の	措置(法第17条)に係る施設(ばい煙発生施設及び特定施設)
表 13.1	事故時の通報件数 年度別・都道府県市別・・・・・・・・ 15
表 13.2	法第 17 条における行政指導施設数 都道府県市別・・・・・・・ 15
(参考) 令和!	5 年度末時点の都道府県、政令指定都市、中核市、特定特例市、
	染防止法に定める政令市・特例市 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
ノマハロリ	VKN4